

英国知的財産庁、国民投票の結果を受けて知財法制に関する見解を公表

2016年8月4日

JETRO デュッセルドルフ事務所

英国知的財産庁（UKIPO）は、8月2日、英国のEU離脱との国民投票の結果を受けて知財法制に関する見解を、同庁のウェブサイトにおいて公表した。

UKIPOは、今般の英国のEU離脱との国民投票の結果を受け、知財法制の将来について不確かな情報に基づく臆測があるとし、英国の権利者及び産業界が活用できる国際的な知財協定について事実ベースの情報を与えたいとして見解を示している。その概要は以下のとおりである。

#### 【概要】

商標及び意匠に関して、欧州連合商標（EUTM）及び登録共同体意匠の将来的な影響についてユーザーから懸念が示されていると認識しており、政府として、今後様々なオプションを追求し、最善の方法についてユーザーと協議していく。なお、EU離脱後であっても英国産業界は欧州連合商標及び共同体意匠の登録を行うことは可能である。

また、商標に関して、英国は既にマドリッド制度のメンバーであり、一方、意匠に関しては、ヘーグ協定への加入を進めており来年中の施行を志向している。非登録意匠は、英国の非登録意匠保護を通じて引き続き効力を有する。

特許に関して、当該国民投票の結果は、欧州特許庁に特許保護を求める上で影響を与えるものではなく、また英国を含む現存する欧州特許についても影響を受けることはない。英国のEU離脱は、欧州特許条約（EPC）における現行の欧州特許制度に影響を与えない。さらに、統一特許裁判所に係る議論に関しても当面変更はなく、引き続きこれに係る会合への参加を継続していく。

－ UKIPOによるニュースリリースは、以下参照 －

[IP and BREXIT: The facts \(2016年8月2日\)](#)

(以上)